

平成18年第4回青森市議会定例会提出予定案件

	件名	提出件数
予 算 案	<p>平成18年度青森市一般会計補正予算(第2号)</p> <p>平成18年度青森市競輪事業特別会計補正予算(第2号)</p> <p>平成18年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)</p> <p>平成18年度青森市土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)</p> <p>平成18年度青森市下水道事業特別会計補正予算(第3号)</p> <p>平成18年度青森市中央卸売市場特別会計補正予算(第2号)</p> <p>平成18年度青森市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)</p> <p>平成18年度青森市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)</p> <p>平成18年度青森市学校給食特別会計補正予算(第2号)</p> <p>平成18年度青森市病院事業会計補正予算(第1号)</p> <p style="text-align: center;">計</p>	10
条 例 案	<p>青森市田代平少年の家条例を廃止する条例の制定について</p> <p>青森市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>青森市営住宅管理条例及び青森市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>青森市民文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>青森市公害防止条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p style="text-align: center;">計</p>	7
	<p>契約の締結について(青森市浪岡体育館改築工事)</p> <p>財産の取得について</p> <p>財産の取得について</p> <p>医療事故に係る損害賠償の額の決定について</p>	

<p>単行案</p>	<p>青森市立本郷保育所の指定管理者の指定について</p> <p>青森市立浪岡中央児童館の指定管理者の指定について</p> <p>青森市立五本松児童館の指定管理者の指定について</p> <p>青森市立王余魚沢児童館の指定管理者の指定について</p> <p>青森市立女鹿沢児童館の指定管理者の指定について</p> <p>青森市立平川児童館の指定管理者の指定について</p> <p>青森市立吉野田児童館の指定管理者の指定について</p> <p>青森市立杉高児童館の指定管理者の指定について</p> <p>青森市浪岡高齢者いきいきセンターの指定管理者の指定について</p> <p>青森市男女共同参画プラザの指定管理者の指定について</p> <p>青森市働く女性の家の指定管理者の指定について</p> <p>孫内農村センターの指定管理者の指定について</p> <p>合浦公園の指定管理者の指定について</p> <p>野木和公園の指定管理者の指定について</p> <p>野木中央公園の指定管理者の指定について</p> <p>本町公園の指定管理者の指定について</p> <p>戸山中央公園の指定管理者の指定について</p> <p>戸山西公園の指定管理者の指定について</p> <p>奥野中央公園の指定管理者の指定について</p> <p>はまだて公園の指定管理者の指定について</p> <p>浜田中央公園の指定管理者の指定について</p> <p>八ツ役北公園の指定管理者の指定について</p> <p>平和公園の指定管理者の指定について</p> <p>青森県後期高齢者医療広域連合の設立について</p> <p>青森地域広域事務組合同規約の変更について</p> <p>青森地域広域消防事務組合同規約の変更について</p>	
------------	---	--



## 予算案

- 議案第 276 号 平成 18 年度青森市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 277 号 平成 18 年度青森市競輪事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 278 号 平成 18 年度青森市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 279 号 平成 18 年度青森市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 280 号 平成 18 年度青森市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 281 号 平成 18 年度青森市中央卸売市場特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 282 号 平成 18 年度青森市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 283 号 平成 18 年度青森市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 284 号 平成 18 年度青森市学校給食特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 285 号 平成 18 年度青森市病院事業会計補正予算（第 1 号）

## 条例案

- 議案第 286 号 青森市田代平少年の家条例を廃止する条例の制定について
- 青森市田代平少年の家を廃止しようとするものである。
- 議案第 287 号 青森市立小学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 青森市立野沢小学校入内分校を廃止するため、所要の改正をしようとするものである。
- 議案第 288 号 青森市営住宅管理条例及び青森市特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 市営住宅等の入居者資格及び駐車場管理に関し所要の改正をしようとするものである。

**議案第 289 号 青森市民文化ホール条例の一部を改正する条例の制定について**

青森市民ホールの設置及び管理について必要な事項を定める等のため、所要の改正をしようとするものである。

**議案第 290 号 青森市公害防止条例の一部を改正する条例の制定について**

地下水の採取を規制する地域におけるすべての動力設備による地下水採取について規制する等のため、所要の改正をしようとするものである。

**議案第 291 号 青森市病院料金及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について**

入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準を定めた告示の一部改正に伴い、条例に引用している当該告示名について、所要の改正をしようとするものである。

**議案第 292 号 青森市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について**

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、障害等級ごとの障害について規則で定めることとする等のため、所要の改正をしようとするものである。

**単行案**

**議案第 293 号 契約の締結について（青森市浪岡体育館改築工事）**

場 所	青森市浪岡大字浪岡字稲盛 9 3 番地
構 造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、二階建
延べ床面積	2,422.09 平方メートル
契約の相手方	鹿内・福島・福山建設工事共同企業体 (株式会社鹿内組、株式会社福島組、株式会社福山建設)
契約金額	642,600,000 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 30,600,000 円)
完 工	平成 20 年 2 月 29 日 予定
関係法令	地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号

**議案第 294 号 財産の取得について**

市道油川新城線道路改良事業用地として、土地を取得するものである。

取得する財産

土地 所在 青森市大字新城字福田 1 3 9 番 2 ほか 1 2 筆  
地 目 田  
地 積 1 0 , 2 8 7 . 0 3 平方メートル  
契約の相手方 住 所 青森市大字岡町字松本 1 5 番地の 4  
氏 名 蝦名 繁 ほか 1 0 名  
取得価格 1 7 6 , 1 2 5 , 2 4 6 円  
関係法令 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号

**議案第 295 号 財産の取得について**

青森市民ホールとして利用するため、建物を取得するものである。

取得する財産

建 物 所 在 青森市柳川一丁目 2 番 1 4 号  
構 造 鉄骨鉄筋コンクリート造、地上 6 階・地下 1 階建  
延べ床面積 1 1 , 2 9 7 . 8 3 平方メートル  
契約の相手方 所 在 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 2 号  
名 称 日本郵政公社  
( 施設部門の長 岡田 克行 )  
取得価格 9 5 4 , 0 3 0 , 0 0 0 円  
( うち取引に係る消費税及び地方消費税額  
4 5 , 4 3 0 , 0 0 0 円 )  
関係法令 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号

**議案第 296 号 医療事故に係る損害賠償の額の決定について**

医療事故により生じた損害について、相手方に対し、その賠償する額を決定するものである。

損害賠償額 1 2 5 , 9 1 4 , 2 5 7 円  
関係法令 地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 3 号

**議案第 297 号 青森市立本郷保育所の指定管理者の指定について**

青森市立本郷保育所の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市浪岡大字徳才子字早稲田 9 5 番地 1  
名称 社会福祉法人清明福祉会  
( 理事長 天内 博康 )  
指定の期間 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで  
関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条

**議案第 298 号 青森市立浪岡中央児童館の指定管理者の指定について**

青森市立浪岡中央児童館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市勝田一丁目 1 8 番 7 号

名称 太平ビルサービス株式会社

(代表取締役社長 狩野 伸彌)

指定の期間 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条

**議案第 299 号 青森市立五本松児童館の指定管理者の指定について**

青森市立五本松児童館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市勝田一丁目 1 8 番 7 号

名称 太平ビルサービス株式会社

(代表取締役社長 狩野 伸彌)

指定の期間 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条

**議案第 300 号 青森市立王余魚沢児童館の指定管理者の指定について**

青森市立王余魚沢児童館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市勝田一丁目 1 8 番 7 号

名称 太平ビルサービス株式会社

(代表取締役社長 狩野 伸彌)

指定の期間 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条

**議案第 301 号 青森市立女鹿沢児童館の指定管理者の指定について**

青森市立女鹿沢児童館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市勝田一丁目 1 8 番 7 号

名称 太平ビルサービス株式会社

(代表取締役社長 狩野 伸彌)

指定の期間 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条

**議案第 302 号 青森市立平川児童館の指定管理者の指定について**

青森市立平川児童館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市勝田一丁目 1 8 番 7 号

名称 太平ビルサービス株式会社

(代表取締役社長 狩野 伸彌)

指定の期間 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条

**議案第 303 号 青森市立吉野田児童館の指定管理者の指定について**

青森市立吉野田児童館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市勝田一丁目 1 8 番 7 号

名称 太平ビルサービス株式会社

(代表取締役社長 狩野 伸彌)

指定の期間 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条

**議案第 304 号 青森市立杉高児童館の指定管理者の指定について**

青森市立杉高児童館の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市勝田一丁目 1 8 番 7 号

名称 太平ビルサービス株式会社

(代表取締役社長 狩野 伸彌)

指定の期間 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条

**議案第 305 号 青森市浪岡高齢者いきいきセンターの指定管理者の指定について**

青森市浪岡高齢者いきいきセンターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市勝田一丁目 1 8 番 7 号

名称 太平ビルサービス株式会社

(代表取締役社長 狩野 伸彌)

指定の期間 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第4条

### 議案第306号 青森市男女共同参画プラザの指定管理者の指定について

青森市男女共同参画プラザの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市新町一丁目3番7号

名称 A & Aグループ

(代表者 林 光男)

指定の期間 平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条  
第2項において準用する同条例第4条

### 議案第307号 青森市働く女性の家の指定管理者の指定について

青森市働く女性の家の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市新町一丁目3番7号

名称 A & Aグループ

(代表者 林 光男)

指定の期間 平成19年4月1日から平成24年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条  
第2項において準用する同条例第4条

### 議案第308号 孫内農村センターの指定管理者の指定について

孫内農村センターの指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

名称 孫内町会

(町会長 浅利 徳弘)

指定の期間 平成19年4月1日から平成23年3月31日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条  
第2項において準用する同条例第4条

### 議案第309号 合浦公園の指定管理者の指定について

合浦公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字野内字菊川 3 3 1 番地

名称 パークメンテ青い森グループ

(会長 野宮 全作)

指定の期間 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条

#### **議案第 310 号 野木和公園の指定管理者の指定について**

野木和公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字野内字菊川 3 3 1 番地

名称 パークメンテ青い森グループ

(会長 野宮 全作)

指定の期間 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条

#### **議案第 311 号 野木中央公園の指定管理者の指定について**

野木中央公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字野内字菊川 3 3 1 番地

名称 パークメンテ青い森グループ

(会長 野宮 全作)

指定の期間 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条

#### **議案第 312 号 本町公園の指定管理者の指定について**

本町公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字野内字菊川 3 3 1 番地

名称 パークメンテ青い森グループ

(会長 野宮 全作)

指定の期間 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条

#### **議案第 313 号 戸山中央公園の指定管理者の指定について**

戸山中央公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字野内字菊川 3 3 1 番地

名称 パークメンテ青い森グループ

(会長 野宮 全作)

指定の期間 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条

#### 議案第 314 号 戸山西公園の指定管理者の指定について

戸山西公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字野内字菊川 3 3 1 番地

名称 パークメンテ青い森グループ

(会長 野宮 全作)

指定の期間 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条

#### 議案第 315 号 奥野中央公園の指定管理者の指定について

奥野中央公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字野内字菊川 3 3 1 番地

名称 パークメンテ青い森グループ

(会長 野宮 全作)

指定の期間 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条

#### 議案第 316 号 はまだて公園の指定管理者の指定について

はまだて公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字野内字菊川 3 3 1 番地

名称 パークメンテ青い森グループ

(会長 野宮 全作)

指定の期間 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条

#### 議案第 317 号 浜田中央公園の指定管理者の指定について

浜田中央公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字野内字菊川 3 3 1 番地

名称 パークメンテ青い森グループ

(会長 野宮 全作)

指定の期間 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条

#### **議案第 318 号 ハツ役北公園の指定管理者の指定について**

ハツ役北公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字野内字菊川 3 3 1 番地

名称 パークメンテ青い森グループ

(会長 野宮 全作)

指定の期間 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条

#### **議案第 319 号 平和公園の指定管理者の指定について**

平和公園の指定管理者の指定をしようとするものである。

指定管理者となる団体

所在 青森市大字野内字菊川 3 3 1 番地

名称 パークメンテ青い森グループ

(会長 野宮 全作)

指定の期間 平成 1 9 年 4 月 1 日から平成 2 4 年 3 月 3 1 日まで

関係法令 青森市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条

#### **議案第 320 号 青森県後期高齢者医療広域連合の設立について**

平成 1 8 年度末日までに県内のすべての市町村が加入する後期高齢者医療広域連合を設けるものとされたことから、青森県後期高齢者医療連合の設立及び規約について協議するものである。

関係法令 地方自治法第 2 8 4 条第 3 項及び第 2 9 1 条の 1 1

#### **議案第 321 号 青森地域広域事務組合理約の変更について**

地方自治法の一部改正に伴う組合理約の変更について協議するためのものである。

関係法令 地方自治法第 2 8 6 条第 1 項及び第 2 9 0 条

**議案第 322 号 青森地域広域消防事務組合理約の変更について**

地方自治法の一部改正に伴う組合理約の変更について協議するためのものである。

関係法令 地方自治法第 2 8 6 条第 1 項及び第 2 9 0 条

**議案第 323 号 南黒地方福祉事務組合理約の一部変更について**

地方自治法の一部改正に伴う組合理約の変更について協議するためのものである。

関係法令 地方自治法第 2 8 6 条第 1 項及び第 2 9 0 条

**議案第 324 号 津軽広域水道企業団規約の変更について**

地方自治法の一部改正に伴う組合理約の変更について協議するためのものである。

関係法令 地方自治法第 2 8 6 条第 1 項及び第 2 9 0 条

**議案第 325 号 市道の路線の廃止について**

奥内 1 6 号線ほか 5 0 路線の市道を廃止しようとするものである。

総延長 3 1 , 4 6 4 . 5 m

総面積 1 8 7 , 6 6 0 m<sup>2</sup>

関係法令 道路法第 1 0 条第 1 項及び第 3 項

**議案第 326 号 市道の路線の認定について**

新田 4 5 号線ほか 9 2 路線を市道として認定しようとするものである。

総延長 3 3 , 4 2 0 . 9 m

総面積 1 9 3 , 0 9 6 m<sup>2</sup>

関係法令 道路法第 8 条第 1 項及び第 2 項

## 決 算

### 議案第 327 号 決算の認定について (平成 17 年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算)

平成 17 年度青森市一般会計・特別会計歳入歳出決算について、その認定を求めるものである。

関係法令 地方自治法第 233 条第 3 項

## 報 告

### 報告第 32 号 継続費精算報告について

青森市スポーツ公園整備事業、幸畑墓苑資料館展示整備事業の継続費に係る継続年度が平成 16 年度で終了したので、その精算報告をするものである。

関係法令 地方自治法施行令第 145 条第 2 項

### 報告第 33 号 継続費精算報告について

野沢地区農業集落排水処理施設建設事業の継続費に係る継続年度が平成 16 年度で終了したので、その精算報告をするものである。

関係法令 地方自治法施行令第 145 条第 2 項

### 報告第 34 号 専決処分の報告について

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日	平成 18 年 6 月 11 日
損害賠償額	30,000 円
専決処分年月日	平成 18 年 9 月 28 日
関係法令	地方自治法第 180 条第 1 項及び第 2 項

### 報告第 35 号 専決処分の報告について

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 平成18年1月17日  
損害賠償額 62,446円  
専決処分年月日 平成18年10月2日  
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

**報告第36号 専決処分の報告について**

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 平成18年6月4日  
損害賠償額 235,170円  
専決処分年月日 平成18年10月25日  
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

**報告第37号 専決処分の報告について**

事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 平成18年9月26日  
損害賠償額 25,410円  
専決処分年月日 平成18年11月2日  
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項

**報告第38号 専決処分の報告について**

交通事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について専決処分したので、その報告をするものである。

事故発生年月日 平成18年9月15日  
損害賠償額 16,100円  
専決処分年月日 平成18年11月10日  
関係法令 地方自治法第180条第1項及び第2項